

只見町教育旅行推進事業（合宿助成）仕様書

助成金の申請から精算について

【主 旨】

合宿団体が只見町へ合宿を実施する際の、宿泊費の一部を助成をすることにより、受入れの推進を図ることを目的とする。

【対象となる合宿】

- ①スポーツ合宿（野球・サッカー・バレー・バスケット・陸上・水泳・スキー・スノーボード等）
- ②文化系の合宿（勉強、合唱、ブラバンド、吹奏楽、サークル活動、ゼミ合宿等）

【対 象 者】

- ・小・中・高・大学・専門学校までの児童・生徒・学生とその引率者で構成される学校部活動、スポーツ少年団、大学サークル、ゼミ等の団体。
- ・引率者と共に参加する保護者は2人まで対象とする。なお、その保護者と同伴する上記の活動に参加しない子どもについては対象外とする。

【助成内容】 助成金の対象経費／宿泊料に対する助成です。

【助成金額】 一人2,000円×延宿泊者数（1団体1回の限度額15万円まで）

【実施期間】 令和2年4月8日から令和3年3月19日まで

*交付決定順とし、助成金の予算がなくなり次第終了する。

【助成条件】

- ・町外の者であること。
- ・町内の施設又はフィールドを活用し、対象となる合宿活動を実施すること。
- ・町内の宿泊施設を利用していること。
- ・延べ宿泊者数が20泊以上であること。
- ・各種大会、会議等への参加を目的とするものでないこと。
- ・営利を目的とするものでないこと。
- ・政治的又は宗教的活動を目的とするものでないこと。
- ・公序良俗に反しないものであること。
- ・助成金交付は、1団体につき年度中2回までとする。（夏・冬等）
- ・他の町補助金との併用は不可。

【申請・精算方法】

- ①別紙申請書（様式1号）により申込をする。（その他名簿、行程表を添付）
- ②審査後、事務局より交付決定通知書が届く。
- ③事業の実施（中止や日程が変更になった場合、速やかに連絡をお願いします。）
- ④事業終了後、別紙完了届（様式3号）の提出。（その他、請求書、領収書の写しを提出する。）※請求書（様式4号）実施経過写真を添付すること。
- ⑤書類確認後、事務局より請求書に記載された口座へ振込みます。

【概算払いについて】

- ・助成金の概算払いが必要な場合は、概算払請求書（様式5号）を提出する。

※各団体又は旅行代理店による申請可。請求先：只見町子ども農家体験協議会

〒968-0421 福島県南会津郡只見町大字只見字上ノ原 1828

事務局 只見町観光まちづくり協会 宛

問い合わせ先メール info@tadami-net.com